

岩手県災害備蓄指針

[本編]

**平成26年3月 策定
(令和3年3月 改訂)**

岩 手 県

目 次

岩手県災害備蓄指針 [本編]

1 本指針の目的	1
2 本指針で使用する用語の定義	1
3 県内における備蓄の状況	1
(1) 県の備蓄状況	1
(2) 市町村の備蓄状況	2
(3) 県民の備蓄状況	2
4 県等の備蓄の考え方	3
(1) 過去の経緯	3
(2) 考え方	3
5 備蓄物資の調達	4
(1) 備蓄に当たっての想定人数	4
(2) 種類及び具体的な品目	4
(3) 備蓄量	5
(4) 保管場所	8
6 備蓄物資の取扱い	8
7 備蓄物資の維持管理及び更新	9
(1) 備蓄物資の維持管理	9
(2) 備蓄物資の更新	9
(3) 経費負担	9
8 県の職員用備蓄の取扱い	9
9 義援物資の取扱い	9
10 流通在庫備蓄の活用	10
11 国のプッシュ型支援の活用	10

岩手県災害備蓄指針 [資料編]

資料 1 類型Ⅱ物資に係る県の備蓄量（令和3年3月末時点）	12
資料 2 関連用語	13
資料 3 譲渡に係る様式	17

1 本指針の目的

本指針は、岩手県地域防災計画（本編・第2章災害予防計画・第6節の2食料・生活必需品等の備蓄計画。以下「県地域防災計画」という。）に基づき、被災者の生活を支えるために必要な物資の備蓄に係る目安を定め、計画的に備蓄を行うことにより、県の円滑な災害応急活動に資することを目的とする。

2 本指針で使用する用語の定義

本指針において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

ア 備蓄物資

災害に備え、県、市町村、事業所、県民が主体となり備蓄する食料、飲料水等の物資のことをいう。

県は、上記物資に加えて、市町村、事業者、県民が行う備蓄では不足する場合に備えた備蓄を行う（補完備蓄）。

イ 類型Ⅰ物資

避難生活に最低限必要な物資

ウ 類型Ⅱ物資

避難所における感染症対策等、災害発生時に生じる多様な課題に対応するために不可欠な物資

エ 義援物資

災害発生時、被災地方公共団体に対して被災地外の住民や民間事業者、団体等から善意で寄せられる物資をいい、調達費用等の対価が生じないものをいう。

オ 流通在庫備蓄

県又は市町村が、災害に備え、民間事業者等とあらかじめ締結した協定等に基づき、災害時に必要な物資を必要量調達することをいう。原則、調達費用等の対価が生じるものを使う。

3 県内における備蓄の現状

(1) 県の備蓄状況

県では、県内における広域的な災害を想定し、市町村等における食料等の供給体制が整うまでの間、緊急的に支援するとの考え方に基づき、被災者向けの食料、毛布等の備蓄物資を岩手県消防学校資機材保管庫等の広域防災拠点5箇所に備蓄している。

なお、現在のところ、職員用の備蓄物資については、下記8のとおり取扱うこととしている。

ア 食料の備蓄状況

東日本大震災津波時の最大避難者数、市町村の備蓄数及び県民の備蓄想定を踏まえ、広域防災拠点5個所に食料28,800食及び飲料水109,800リットルの備蓄を行っている。

イ 毛布の備蓄状況

上記アの東日本大震災津波時の最大避難者数等を踏まえた必要数を市町村の備蓄で確保できているものの、冬季に災害が発生した場合を考慮し、岩手県消防学校資機材保管庫に 1,500 枚を備蓄している。

ウ トイレの備蓄状況

上記アの東日本大震災津波時の最大避難者数等を踏まえ、携帯トイレ 171,000 回分の備蓄を行っている。

また、組立式トイレ 95 基の備蓄を進めている。

(2) 市町村の備蓄状況

県が実施した「市町村の備蓄状況に関する調査について」（令和 2 年 8 月 31 日時点）の結果によると、県内全市町村（33 市町村）において被災者用の備蓄を行っている。

(3) 県民の備蓄状況

平成 30 年（2018 年）県民生活基本調査によると、「普段から災害に備え何らかの準備を行っている」と回答した人の割合は 46.8% となっている。

また、災害に備え準備している内容は、「家族分の食料や水、懐中電灯などの非常持出品を常に確保している」と答えた人の割合は 76.6% という結果になっている。

4 県等の備蓄の考え方

(1) 過去の経緯

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分頃に発生したマグニチュード 9.0 の大地震とこれに伴う巨大津波、その後断続的に発生した余震（以下「東日本大震災津波」という。）は、これまで本県が準備した対策をはるかに上回る大きな災害となった。

主に津波により広範囲にわたって甚大な被害を受け、多い時期には 5 万人を超える避難者がいたことから、発災当初においては、通信が途絶し、避難者のニーズはもちろんのこと、避難者がどこに避難しているのかさえ把握が困難であったことや、道路の寸断、市町村職員の被災等により、被災地側の受入が整わなかつたこと、高速道路の通行止め等による全国的な物流の停止、燃料の不足、被害が広範囲にわたり、避難者が指定避難所以外の施設に分散したこと等の理由によって、食料や毛布等を速やかに避難者に提供することが困難であった。

このため、平成 23 年度に実施した県の「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書」（平成 24 年 2 月）において、発災当初、水、食料、毛布等の物資が不足したことやアレルギー体质者等への食事等、様々な事情を抱えた被災者への対応ができなかつたことなどの備蓄の在り方に係る課題が明らかとなつた。

これまで県では、上記の課題を踏まえ、備蓄の取組を進めてきたところであるが、近年、頻発する災害における教訓等から、多様なニーズに応じた物資の備蓄が求められている。

加えて、令和 2 年には、新型コロナウィルス感染症への対応としての感染症対策物資など、複合災害に備えた備蓄の必要性が明らかとなつたところである。

(2) 考え方

上記の課題を踏まえ、県、市町村、事業者及び県民は、県地域防災計画に基づき、それぞれが必要な備蓄に取り組んでいくものとする。

参考 県地域防災計画（備蓄関係）における各主体の役割に関する規定（抜粋）

【県の役割】

- 市町村が飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等避難生活に必要な物資の供給又は調達が困難な場合に備え、県内の各地域に物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行う。
- 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。

【市町村の役割】

- 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定めるにあつては、高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊娠婦等の要配慮者に配慮する。
- 備蓄計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行う。

【県民の役割】

- 各家庭において、家族の 3 日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

家庭における備蓄品の例

飲料水、食料、ラジオ、懐中電灯・ローソク、電池、医薬品、携帯トイレ、カセットコンロ、石油、ストーブ等

【事業所の役割】

- 事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄又は確保をし、定期的に点検及び更新に努める。

※ 県地域防災計画（本編）第2章第6節の2から抜粋

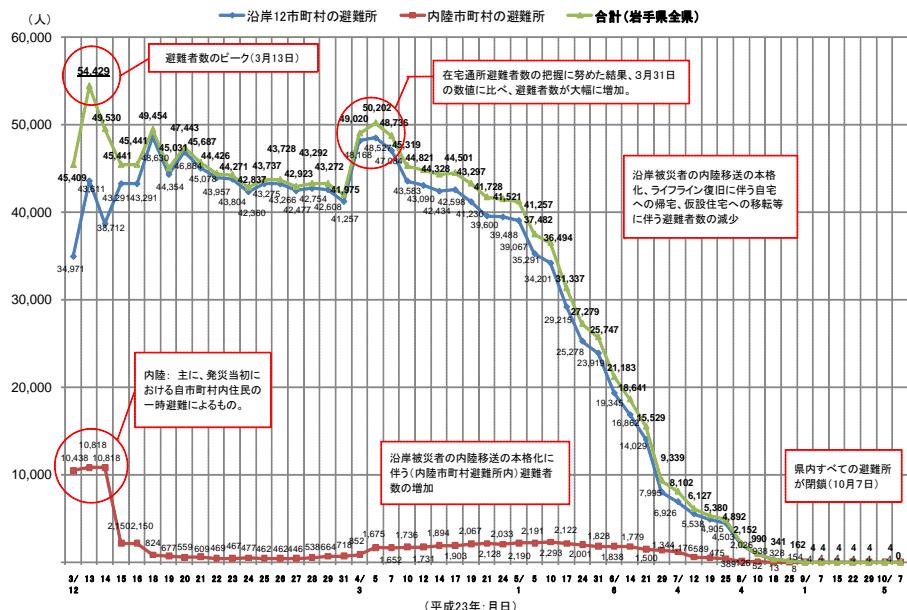
5 備蓄物資の調達

(1) 備蓄に当たっての想定人数

東日本大震災津波における県内の避難者数のピークは、平成23年3月13日の54,429人であった（図2のとおり）ことから、類型I物資の必要数の算定に当たっての想定人数を55,000人とする。

類型II物資については、対象者が限られる物資もあることから、個別に検討することとする。

図2 東日本大震災津波における県内避難者数の推移



（出典）「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書」（平成25年2月、岩手県）

(2) 種類及び具体的な品目

ア 類型I物資

この物資の具体的な品目は、次のとおりとする。

区分	具体的な品目
食料	乾燥米（主食としてアルファ米等、アレルギー27品目不使用）、栄養補助食品（カロリーメイト等） ※ 両方合せて、1日当たり1,600キロカロリー程度の摂取が目

	安（スフィア・プロジェクト（人道憲章と人道対応に関する最低基準）の栄養所要量に基づくもの）。
飲料水	保存水（ペットボトル） ※ 一人当たり3ℓ／日が目安（スフィア・プロジェクト（人道憲章と人道対応に関する最低基準）の生存に必要な水の摂取量に基づくもの）。
毛布	真空パック毛布（難燃性、抗菌・防臭加工が施されたもの） ※ クリーニングで再使用可能なものとすること。
トイレ	携帯トイレ（蓄便袋・凝固剤・便収納袋） ※ あらゆる便器に取り付けられ、薬剤を振りかけるだけで屎処理ができるタイプのもの。 組立式トイレ（洋式） ※ 100人当たり1個室が目安（国連難民高等弁務官事務所（U N H C R）が示す緊急事態における数量の目安）

イ 類型II物資

この物資の具体的な品目は、次のとおりとする。

区分	具体的な品目（想定）
感染症対策物資	マスク、消毒液、体温計、間仕切り（パーテーション）、段ボールベッド、テント 等
高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者のための介護用品、育児用品、女性用品等の物資	介護用品（大人用おむつ ほか）、育児用品（液体ミルク、粉ミルク、哺乳瓶、乳児用おむつ ほか）、女性用品（生理用品 ほか）、アレルギー対応食品、オストミー対応トイレ等 【留意事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者のための介護用品、育児用品、女性用品等の物資については、流通在庫備蓄を活用することを基本とし、災害時に必要量を調達できるよう、民間団体等との協定の締結等を進めていく。 ・ 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画視点からの防災・復興ガイドライン～」（令和2年5月・内閣府男女共同参画局）の趣旨を踏まえ、一定程度の備蓄について考慮する。 ・ 外国人等の要配慮者が備蓄物資の使用方法や含有成分などについて正しい情報を得ることができるよう、多言語ややさしい日本語を活用した情報提供に努める。
その他特に備蓄する必要があると総合防	ブルーシート 等

災室長が認める物資	
-----------	--

(3) 備蓄量

県は、県地域防災計画の規定により、類型Ⅰ物資については、大規模災害の発生に備え、市町村や県民等の補完備蓄を行う観点から、市町村の備蓄状況及び県民の備蓄想定を踏まえ、上記(1)の想定人数（55,000人）から食料、飲料水、毛布、トイレなどの備蓄種類ごとに備蓄対象人数を算定し、それに応じた備蓄量を定めるものとする。

なお、県の備蓄量を定めるに当たっては、広域的な大規模災害時には、市町村の備蓄物資を県内で融通し合うことを前提とする。

類型Ⅱ物資については、上記(1)のとおり、対象者が限られる物資もあることから、個別に検討することとする。

ア 県の備蓄対象人数

① 県の備蓄状況

県は、岩手県消防学校資機材保管庫等の広域防災拠点5箇所において、食料、飲料水、毛布、携帯トイレ、組立式トイレの備蓄物資5種類について、次の人数分を備蓄している（令和3年3月末時点）。

備蓄物資	備蓄量	人数	人数算定の考え方
食料	28,800 食	1,600 人	備蓄量／（3食×3日×2種類） ※ 発災後3日分の食料が目安。
飲料水	109,800ℓ	18,300 人	備蓄量／（3ℓ×2日） ※ 東日本大震災津波の際の給水活動は発災後3日目から展開できており、2日分の飲料水が目安。
毛布	1,500 枚	1,500 人	一人当たり一枚で算定。
携帯トイレ	171,000 個	9,500 人	備蓄量／（6回×3日） ※ 一日当たりの個数は、備蓄品仕様書から、大便1回、小便5回で算定。
組立式トイレ	59 基	9,500 人	9,500 人／100 人 ※ 百人当たり1基が目安。令和5年度までに95基整備予定。

② 市町村の備蓄状況

上記3(2)の「市町村の備蓄状況に関する調査について」（令和2年8月31日時点）の結果から、市町村では食料、飲料水、毛布、トイレの備蓄物資4種類について、次の人数分を備蓄している。

備蓄物資	備蓄量	人数	人数算定の考え方
食料	337,332 食	37,481 人	備蓄量／（3食×3日）

			※ 発災後 3 日分の食料が目安。
飲料水	197, 286 ℥	32, 881 人	備蓄量／(3ℓ×2日) ※ 東日本大震災津波の際の給水活動は 発災後 3 日目から展開できており、2 日分の飲料水が目安。
毛布	120, 469 枚	88, 071 人	市町村によって一人当たりの配布枚数が 異なるので、必要人数を積上。
トイレ	218, 289 個 225 台	12, 127 人 22, 500 人	携帯トイレ：備蓄量／(6回×3日) 組立トイレ等(※)：備蓄量×100

※ 組立トイレ及びマンホールトイレの総計

③ 県民の備蓄想定

上記 3 (3) の平成 30 年（2018 年）県民生活基本調査において、「普段から災害に備え、何らかの備蓄を行っている」と回答した人（割合 46.8%）のうち、「家族分の食料や水、懐中電灯などの非常持出品を常に確保している」と回答した人の割合が 76.6% である。

このことを踏まえ、これらの県民は、県地域防災計画に定めるように、家族の 3 日分程度の食料、飲料水、携帯トイレ等を備蓄していると想定されることから、備蓄を行っている県民の人数（想定）を、次のとおり、19, 717 人とする。

[備蓄を行っている県民の人数（想定）]

$$55,000 \text{ 人} (\text{想定人数}) \times 0.468 \times 0.766 = 19,717 \text{ 人}$$

④ 県の備蓄対象人数

県の備蓄対象人数は、備蓄物資の種類（食料、飲料水、毛布、トイレ）ごとに、想定人数（55, 000 人）から上記②及び③で得られた人数を差し引いた人数とする。

なお、備蓄物資のうち毛布については、上記②の人数（88, 071 人）が想定人数（55, 000 人）を上回っており、必要な備蓄量を確保できているが、これまでの県の備蓄の考え方（上記 3 (1) イのとおり）を踏襲し、冬季に災害が発生した場合を考慮した備蓄対象人数とする。

備蓄物資	備蓄対象人数	備蓄対象人数の算定根拠
食料	0 人	55,000 人 - (37,481 人 + 19,717 人) = △2,198 人
飲料水	2,402 人	55,000 人 - (32,881 人 + 19,717 人) = 2,402 人
毛布	1,500 人	1,500 人
トイレ	656 人	55,000 人 - (34,627 人 + 19,717 人) = 656 人

イ 県の備蓄量

上記のとおり、岩手県災害備蓄指針制定時の算定方法に準じて現状値で置換すると、県の現状の備蓄量は充分に想定数量を満たしている。

一方で、県民の備蓄想定数量を見込んでいることはあくまで想定であり、当面、現在の県の備蓄数量を確保していく。

備蓄物資	備蓄量	備蓄量の算定根拠
食料	28,800 食	1,600 人×3 食×3 日×2 (主食、栄養補助食品) ※ 発災後 3 日分の食料が目安。
飲料水	109,800ℓ	18,300 人×30×2 日 ※ 給水活動が行われるまでの間が目安。
毛布	1,500 枚	1,500 枚／人 ※ 一人当たり一枚が目安。
携帯トイレ	171,000 個	9,500 人×6 回×3 日 ※ 一人当たり 3 日分が目安。
組立式トイレ	95 基	9,500 人／100 人 ※ 百人当たり 1 基が目安。

(4) 保管場所

備蓄物資は、大規模災害時に被災者へ迅速かつ効率的に供給できるよう、岩手県広域防災拠点（広域支援拠点、後方支援拠点）の「平常時の物資・資機材の備蓄機能」を付与する施設や広域防災拠点の運営に参画する県地方支部及び市町村の庁舎等に、分散して保管するものとする。

なお、保管施設については、以下に掲げる施設のほか、適宜追加できるものとする（ただし、非常時の連絡体制が確保されているなど、保管場所として適當と総合防災室長が認める施設に限る）。

[保管施設一覧（令和3年3月末時点）]

岩手県消防学校、二戸市防災倉庫、葛巻町社会体育館（機械室）、県遠野地区合同庁舎、県北上地区合同庁舎

[岩手県広域防災拠点の概要]

- 本県の広域防災拠点は、次の二つのタイプの広域防災拠点から構成され、災害時に相互に連携し、一体として防災拠点機能を有するものであり、配置地域は、タイプ毎に次のとおり想定。

【タイプA：広域支援拠点＝県内1カ所に設置】

⇒ 効率性や物理的な制約から県内全域で発生する大規模災害に対応する「人・物・情報」に関する機能を有する防災拠点。県央部を中心とした地域に配置。

【タイプB：後方支援拠点＝県内複数箇所に設置】

⇒ 被災地により近い場所で被災地支援を担うために、前進基地として、被災地で活動する「人・物・情報」に関する機能を有する防災拠点。県南部、県北部にそれぞれ2箇所配置。

- 広域防災拠点の整備に当たっては、早期に防災体制を確立する必要性や必要最小限の

コストで実現可能であることを踏まえ、県内にある既存施設を活用した「分散連携型」の機能配置を前提としており、当該施設の有するスペースに「平常時の物資・資機材の備蓄機能」等の機能を付与することを基本とするが、それがない場合は、広域防災拠点の運営に参画する県や市町村の内や庁舎内や備蓄倉庫の設置などを検討する。

- 平成 25 年度に策定した「岩手県広域防災拠点配置計画」に基づき、平成 26 年度から備蓄を進めている。

6 備蓄物資の取扱い

備蓄物資については、各市町村からの要請に応じ、市町村に対し無償譲渡することを原則とする。

加えて、消費期限等到来前に、関係団体等に無償譲渡（同時に譲渡数量と同数を調達）等を行うことで、「ローリングストック」（資料編参照）の実現に努める。

また、他の都道府県からの支援要請に応じ物資を譲渡した場合、原則、求償するものとする。

運搬については、個別に検討することとする。

7 備蓄物資の維持管理及び更新

備蓄物資については、災害時に被災者に供給することができるよう、以下に定めるところより、定期的に維持管理（保管及び点検並びに在庫管理）及び更新を行うこととする。

また、維持管理及び更新にあたっては、「物資調達・輸送調整等支援システム」（資料編参照）を活用することとする。

(1) 備蓄物資の維持管理

備蓄物資の維持管理（備蓄物資の保管及び点検並びに在庫管理）については、以下のとおり備蓄物資の保管場所の管理者が行うものとする。

保管場所	維持管理主体
広域防災拠点施設	当該施設の管理者（県、市町村等）
県合同庁舎	県（地方支部総務班の担当部署）
市町村役場庁舎	市町村（消防防災主管課）

(2) 備蓄物資の更新

県は、備蓄物資が上記 5 (3) イの類型 I 物資及び個別に決定した類型 II 物資の備蓄量を維持できるよう、保存期間を考慮の上、計画的に買い替えを行うものとする。

なお、災害時に供給しないまま保存期間を経過する備蓄物資については、期間満了前に総合防災訓練を始めとする各種訓練において配布する等の方法により処分を行うものとする。

(3) 経費負担

備蓄物資の維持管理及び更新に係る経費については、県が負担するものとする。

8 県の職員用備蓄の取扱い

災害対応に当たる県職員は、別に定める「岩手県業務継続計画」の規定に従い、平常時から自宅での食料及び飲料水の備蓄に努めるほか、職場にも3日分程度の食料、飲料水、着替え等の保管に努めるものとする。

また、県職員の円滑な災害応急対策の実施に資するよう、災害時における職員に対する炊出しの実施や民間団体等と協定を締結し、職員用の食料等の調達などを推進することとする（ただし、職員用の炊出しや食料等の調達は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の救助費用（国庫負担）の対象となるものを基本とする）。

9 義援物資の取扱い

災害時に県内外から寄せられる義援物資については、広域防災拠点のうち「支援物資の受入・分配機能」を付与する施設（県地域防災計画に定める物資集積拠点と同じ）に全て集積した上で、「災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定」（社団法人岩手県トラック協会との間で平成9年1月16日締結）に基づき、市町村の二次集積所等へ輸送することとする。

10 流通在庫備蓄の活用

上記5(3)イの備蓄物資以外の被災者支援のために必要な物資については、現在、関係団体等と締結している協定に加えて、災害時における民間団体等の協力を得られる態勢を一層強化するため、今後、所管事務に關係する団体等との応援協定の締結を進めるものとする。

11 国の「プッシュ型支援」の活用

災害発生時には、国において取り組んでいる「プッシュ型支援」（資料編参照）も活用し、必要な物資の調達に努める。

岩手県災害備蓄指針

[資料編]

岩 手 県

資料1：類型Ⅱ物資に係る県の備蓄量（令和3年3月末時点）

区分	具体的な品目	備蓄量
感染症対策物資	マスク	7,500枚
	消毒液	675本
	段ボールベッド	2,500台
	間仕切り(パーテーション)	1,000個
	非接触型体温計	225個
高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者のための介護用品、育児用品、女性用品等の物資	液体ミルク	504本
	哺乳瓶	400本
その他特に備蓄する必要があると総合防災室長が認める物資	ブルーシート ※参考 規格：10m×10m	25枚

※ 上記数量は備蓄開始時に緊急的に算定した数量であるため、今後継続して備蓄していく数量の精査を行っていくもの。

資料2：関連用語（内閣府ホームページ等を参考に整理したもの）

➤ ローリングストック

普段から少し多めに物資を購入しておき、使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の物資を備蓄しておく方法

➤ 物資調達・輸送調整等支援システム

国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現することを目的としたシステム

➤ プッシュ型支援

国が、被災地方自治体からの具体的な要請を待たず、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する仕組

[参考①]

内閣府防災情報のページ

http://www.bousai.go.jp/jishin/kumamoto/kumamoto_shien.html

[参考②]

14～16頁：国におけるプッシュ型支援実績（令和2年7月豪雨（熊本県）における事例）

※ 内閣府ホームページにおいて公表されている資料を引用

令和2年7月豪雨ブッシュ型支援の状況（速報値）

令和2年9月16日15時00分時点
内閣府防災担当

熊本県に以下のとおりブッシュ型支援を実施。

品目	数量	自治体到着状況	避難所到着状況
食品関係			
パックごはん	約25,000 点	7/6、7/7 県到着済、市町村配布済	7/6 以降随時、人吉市（第二中学校、人吉西小学校、人吉スボーツパレス、人吉東小学校、中原小学校）、球磨村（人吉第一中学校、球磨村福祉センター「せせらぎ」、田舎の体験交流館「さんがうら」、旧多良木高校）芦北町（田浦選果場（拠点施設）、きずなの里、多目的研修センター、地域活性化センター、地域資源活用総合交流促進施設、あしきた青少年の家、女島活力推進センター「ゆめもやい」）、八代市（八代トヨオカ地建アリーナ、千丁コミュニティセンター）、その他市町村の避難所に到着
缶詰、レトルト食品等	約69,000 点	7/6、7/9、7/22、7/30など県到着済、市町村配布済	
粉ミルク、液体ミルク	約2,300 点	7/8、7/13、7/14 県到着済、市町村配布済	
ベビーフード、幼児食	約8,000 点	7/27 県到着済、市町村配布済	
介護食、おかゆ	約12,000 点	7/28 県到着済、市町村配布済	
栄養補助食品	2,000 点	7/24 県到着済、市町村配布済	
飲料関係			
水（500ml）、お茶（500ml）	約105,000 本	7/5、7/7、7/17、7/22など県到着済、市町村配布済	
経口補水液、野菜ジュースなど	約94,000 本	7/6、7/10、7/15、7/22など県到着済、市町村配布済	
育児・介護用品			
おむつ（大人用・子供用）など	5,100 点	7/7、7/8、7/11、7/14 県到着済、市町村配布済	
その他育児用品（哺乳瓶、ベビーアンダートowel、産後服、哺乳瓶消毒液、ベビー用毛布、搾乳機）	350 点	7/11、7/13、7/14、7/15 市到着済	
車いす	10 台	7/8 町到着済	7/8 芦北町（地域資源活用総合交流促進施設）に到着
衣類関係			
衣類（Tシャツ、ズボン、スウェット）	約6,000 着	7/7、7/14 県到着済、市町村配布済	
下着、靴下、弾性ストッキング	19,000 点	7/7、7/10、7/12、7/14 県到着済、市町村配布済	
スリッパ、サンダル	約10,000 足	7/11、7/13、7/14、7/16 県到着済、市町村配布済	
トイレ関係			
組立型・仮設トイレス	80 点	7/8、7/14 県到着済、市町村配布済	
トイレットペーパー	53,000 ロール	7/6、7/11 県到着済、市町村配布済	
掃除洗濯用品			
雑巾、ゴミ袋	約2,000 枚	7/9、7/12 県到着済、市町村配布済	
掃除用洗剤、風呂用消毒剤	約3,240 点	7/9、7/18、7/21、7/22 県到着済、市町村配布済	
フロア用掃除道具、ブラシなど	約8,800 点	7/22、7/23、7/24、7/25 県到着済、市町村配布済	
物干台、ハンガー、洗濯ばさみ等	38,150 点	7/11、7/13、7/22 県到着済、市町村配布済	

品目	数量	自治体到着状況	避難所到着状況
寝具・タオル関係			
段ボールベッド	1,500 個	7/6、7/9 県到着済、市町村配布済	7/7 以降隨時、人吉市（第二中学校、人吉西小学校、人吉スポートパレスなど）、球磨村（人吉第一中学校、旧多良木高校など）、声北町（きずなの里など）、八代市（八代トヨオカ地建アリーナなど）、その他市町村の避難所に到着
毛布、枕、シーツ	10,200 点	7/8、7/10、7/11 県到着済、市町村配布済	
マットレス、畳マット	5,000 点	7/10、7/12、7/16 など県到着済、市町村配布済	
タオル、タオルケットなど	13,630 枚	7/11、7/14、7/24 県到着済、市町村配布済	
応急資材関係			
ブルーシート	4,010 枚	7/7、8/3、8/7 など県到着済、市町村配布済	7/14 以降隨時、人吉市（第二中学校、人吉西小学校、人吉スポートパレス、人吉東小学校、中原小学校）、球磨村（人吉第一中学校、球磨村福祉センター「せせらぎ」、田舎の体験交流館「さんがうら」、旧多良木高校）芦北町（田浦選果場（拠点施設）、きずなの里、多目的研修センター、地域活性化センター、地域資源活用総合交流促進施設、あしきた青少年の家、女島活力推進センター「ゆめもやい」）、八代市（八代トヨオカ地建アリーナ、千丁コミュニティセンター）、その他市町村の避難所に到着
土嚢袋	731,000 枚	7/8、7/11、7/27、7/31 など県到着済、市町村配布済	
防塵マスク・ゴーグル	7,000 点	7/18、7/24 県到着済、市町村配布済	
カラーコーン、折り畳みコンテナ	2,200 点	7/23、7/24、7/27、7/28 県到着済、市町村配布済	
高圧洗浄機、バケツ	120 点	7/22、7/24 県到着済、市町村配布済	
一輪車、バール、拡声器	350 点	7/24、7/27、7/29、8/1 県到着済、市町村配布済	
ドライワイパー、シャベル	2,000 本	7/28、7/29、7/30、7/31 県到着済、市町村配布済	
長靴	1,100 足	7/17、7/24、7/27、7/28 県到着済、市町村配布済	
刈払機	10 台	7/31、8/3 県到着済、市町村配布済	
電化製品関係			
電池式充電器、乾電池	1,050 点	7/6 県到着済、市町村配布済	7/6 人吉市（人吉スポーツパレス）に到着
電子レンジ、電気ポット	490 台	7/11、7/14 県到着済、市町村配布済	7/11 以降隨時、人吉市（第二中学校、人吉西小学校、人吉東小学校、人吉スポートパレス、中原小学校、西瀬小学校、人吉市保健センターなど）、球磨村（人吉第一中学校、旧多良木高校、球磨村中学校など）、芦北町（きずなの中里、地域資源活用総合交流促進施設、地域活性化センター、多目的研修センター、あしきた青少年の家、大野地区構造改善センター、女島活力推進センター「ゆめもやい」）、八代市（八代トヨオカ地建アリーナなど）、その他市町村の避難所に到着
冷蔵庫、冷凍機、製氷機	96 台	7/10、7/18、8/2、8/3 県到着済、市町村配布済	
掃除機、洗濯機、ドライヤー	320 台	7/10、7/16、7/20 県到着済、市町村配布済	
加湿空気清淨機、テレビ	258 台	7/10、7/13、7/17 県到着済、市町村配布済	
電池式LEDランタン	100 点	7/30 県到着済、市町村配布済	
防犯カメラ	4 台	9/4、9/15 市到着済	
台所用品関係			
カセットコンロ、ボンベ	2,800 点	7/9 市町村到着済	7/9 球磨村（さくらドーム）に到着
使い捨てスプーン・フォーク	18,000 本	7/22、7/24 県到着済、市町村配布済	
生活用品関係			
ボディーシート	約28,000 点	7/8、7/11、7/13 県到着済、市町村配布済	7/7 以降隨時、人吉市（第二中学校、人吉西小学校、人吉スポートパレス、人吉東小学校、中原小学校）、球磨村（人吉第一中学校、球磨村福祉センター「せせらぎ」、田舎の体験交流館「さんがうら」、旧多良木高校）芦北町（田浦選果場（拠点施設）、きずなの里、多目的研修センター、地域活性化センター、地域資源活用総合交流促進施設、あしきた青少年の家、女島活力推進センター「ゆめもやい」）、八代市（八代トヨオカ地建アリーナ、千丁コミュニティセンター）、その他市町村の避難
ウエットティッシュ（アルコール入り）	800 点	7/20、7/22 県到着済、市町村配布済	
生理用品	100 点	7/8 県到着済、市町村配布済	
ハンドソープ、ボディソープ	3,500 点	7/10、7/16 県到着済、市町村配布済	
シャンプー、リンス、保湿剤	約8,600 点	7/14、7/15、7/16 県到着済、市町村配布済	
消臭剤	200 点	7/22 県到着済、市町村配布済	
うがい薬、爪切り	7,000 点	7/11、7/13、7/15 県到着済、市町村配布済	

品目		数量	自治体到着状況	避難所到着状況
防虫剤、殺虫剤		約 7,100 点	7/11、7/23 県到着済、市町村配布済	所に到着
噴霧器	50 点	8/3 県到着済、市町村配布済		
網戸、マジックテープ(簡易網戸用)	900 点	8/8、8/13 県到着済、市町村配布済		
防犯ブザー	1,000 点	7/24 県到着済、市町村配布済		
クーラーボックス、保冷剤	約 740 点	7/24、7/26、7/27 県到着済、市町村配布済		
ホワイトボード、カムテープ	約 740 点	7/22 県到着済、市町村配布済		
台車、カゴ台車、ポリタンク	約 2,360 点	7/25、7/28 県到着済、市町村配布済		
血圧計、体重計	約 140 点	7/24、7/25 県到着済、市町村配布済		
簡易設置式手すり	約 100 点	7/22 県到着済、市町村配布済		
熱中症対策関係	20 台	7/22 県到着済、市町村配布済		
クーラー(業務用・エアコン)	169 台	7/7、7/8、7/12、7/13、7/14 県到着済、市町村配布済		
スポットクーラー	147 台	7/6、7/7 県到着済、市町村配布済		
扇風機	650 台	7/8、7/13 県到着済、市町村配布済		
瞬間冷却材	16,460 個	7/7、7/20、7/21、7/23 県到着済、市町村配布済		
塩飴	4,000 袋	7/25 県到着済、市町村配布済		
感染症対策関係				
非接触型体温計	200 本	7/6、7/16、7/25 県到着済、市町村配布済		
非接触型体温測定器	8 台	7/24、8/7 県到着済、市町村配布済		
布製ハーティション	約 1,940 個	7/5、7/7、7/12、7/18など県到着済、市町村配布済		
テント式パーテーション	120 個	7/22 県到着済、市町村配布済		
マスク(大人用・子供用)	10,840 枚	7/10、7/11 県到着済、市町村配布済		
フェイスシールド	3,000 枚	7/24 県到着済、市町村配布済		
ビニール手袋	2,000 枚	7/6 県到着済、市町村配布済		
消毒剤	520 点	7/15、7/16、7/22 県到着済、市町村配布済		
手指消毒液	1,000 点	7/10 県到着済、市町村配布済		
液体用ボトル	500 点	7/26 県到着済、市町村配布済		

資料3：譲渡に係る様式

[様式]

令和 年 月 日

備蓄終了物品の譲渡申請及び誓約書

岩手県総務部総合防災室長 様

(申請者)

〒

住 所

所属名称

職・氏名

連絡担当

電 話

次の物品を譲り受けることを申請します。

物品の名称	
数量	
保管場所	
目的	

なお、譲渡後は下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 譲り受けた物品について、不用となった場合を除き、上記表中の目的以外には使用しません。
- 2 譲り受けた物品にかくれた瑕疵のあることを発見しても、県に損害賠償の請求をしません。
- 3 譲り受けた物品は速やかに県の保管場所から搬出し、適切に管理します。
- 4 搬出及び運搬等に関する費用は、県に請求しません。
- 5 譲り受けた物品が不用となった場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び関係法令に基づき適正に処分します。

以上

※ この譲渡申請及び誓約書の個人情報については、目的以外には使用いたしません。

総防号外
令和元年月日

様

岩手県総務部総合防災室長（公印省略）

備蓄終了物品の譲渡について

令和 年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、下記のとおり承認いたします。

記

1 承認する内容

次の物品を譲渡すること。

物品の名称	
数量	
保管場所	
目的	

2 条件

- (1) 目的を変更しないこと。ただし、軽微なものを除く。
- (2) やむを得ず目的を変更する場合は、再度申請を行うこと。

3 承認の取り消し

次のいずれかに該当するときは、承認を取り消します。

- (1) 申請者が譲渡した物品を速やかに搬出しない場合又は搬出する見込みがないと認められる場合
- (2) 申請者から承認の取り消しの申し出があった場合
- (3) 申請者が譲渡した物品の取扱について不正の行為をした場合
- (4) その他、県が必要があると認めた場合